

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 1 臨時代理した事項

- (1) 件名 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について
- (2) 内容 平成31年第1回市議会定例会に追加提出を行う議案のうち、教育に関する事務に係る案件である平成30年度川崎市一般会計補正予算について、異議のない旨意見を提出した。

## 2 臨時代理を行った日

平成31年2月15日

## 3 臨時代理を行った理由

平成31年第1回市議会定例会に追加提出を行うにあたり、議案内容が平成31年2月12日に確定し、平成31年2月21日に議会へ追加提出する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則  
(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

写

30川総庶第935号  
平成31年1月17日

教 育 長 様

川 崎 市 長

平成31年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について  
(依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、平成31年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(総務企画局総務部庶務課担当)

電話200-2046

内線21311

平成31年第1回市議会定例会追加提出予定議案のうち、  
教育に関する事務に係る案件

補正予算（1件）

平成30年度川崎市一般会計補正予算

## 平成30年度川崎市一般会計補正予算（案）について

教育費補正額 4,492,234 千円

### ■補正の内容

#### 1 歳入歳出予算

##### ◆義務教育施設整備費 4,492,234 千円

国の補正予算による国庫補助の認承増を受け、前倒して執行を行うもの

学校トイレ環境整備事業 トイレ改修  
(17小学校、13中学校)

学校施設長期保全計画推進事業 外壁改修  
(3小学校、3中学校)

トイレ改修  
(4小学校、1中学校)

国の補正予算による国庫補助の認承増を受け、財源更正を行うもの

学校施設長期保全計画推進事業 外壁改修  
(2小学校、3中学校)

トイレ改修  
(2小学校、1中学校)

財源内訳：

国庫補助金 978,682 千円

市 債 3,745,000 千円

一般財源 △ 231,448 千円

## 2 繰越明許費

### ◆義務教育施設整備費 4,549,276 千円

学校トイレ環境整備事業及び学校施設長期保全計画推進事業

国の補正予算による国庫補助の認承増を受け、前倒して執行を行うもの

学校防災機能整備事業

入札不調により、年度内に工事が完了しないもの

児童生徒急増対策事業

年度内に工事が完了しないもの